

辺野古新基地建設事業をめぐる現在の状況と課題

2015.2.5

北上田 毅

(沖縄平和市民連絡会・ヘリ基地反対協抗議船船長)

- ① 引き裂かれた大浦湾---工事施工区域全域へのオイルフェンスの張り出し
アンカーとして、10~45 トンもの巨大なコンクリートブロックの投下
⇒ 沖縄県への岩礁破碎許可申請、協議が必要。知事は中止命令を出せる。
- ② 実質的な埋立開始
---大型ダンプ 5000 台もの石材を投入する大型突堤（「仮設栈橋」）の造成
⇒ 沖縄県への公有水面埋立法にもとづく「設計概要の変更申請」が必要
- ③ 少なくとも沖縄県に設置された第3者委員会の検証作業中は、工事を中断すること

第1. 大浦湾へのオイルフェンス引き出しと巨大なトンブロック投入

—沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破碎許可の手続きが必要

1. 大浦湾の施工区域全域にオイルフェンスを設置（1月15日～）

*このオイルフェンスの設置は、アセス評価書や埋立承認申請書等には記されていないかった。

「工事の施工区域を明示するための浮標灯を設置する。」（埋立承認申請書）

*オイルフェンスがその約割を果たすためには、海中部分にカーテンがなければならない。

⇒今回のオイルフェンスは、単に抗議船やカヌーの進入防止のため。汚濁防止には意味がない。

*一般漁船の航行にも障害 入口部の危険なリーフの横しか通れない。夜間航行の危険

2. 巨大なコンクリートブロックの投入（1月27日～）

*オイルフェンスのアンカーとしてコンクリートブロックと鋼製のアンカーを投入

・コンクリートブロック

工事の施工区域沿い 10トン~45トン 37ヶ所

45トンのコンクリートブロック 3.5×3.5×1.6m

・鋼製アンカー

施工区域内 480kg~750kg×3 38ヶ所

*施工区域沿いのコンクリートブロックはオイルフェンスのアンカーとしても、施工区域内の38ヶ所の鋼製アンカーは何のためのものか？

*昨年9月の台風19号による被害 ⇒アンカーの重量を増やす

・重量160kgの鋼板アンカーなど248ヶのうち120ヶが無くなった。

- ・海草藻場で 36 本ものアンカー移動の痕跡（大型ハマサンゴ群体の損傷については言及なし）

3. 沖縄県漁業調整規則にもとづく岩礁破碎許可、協議の手続きについて

* 沖縄県漁業調整規則第 39 条は水産資源を保護するため、漁業権漁場内でサンゴ礁などの海底を改変する行為を行う場合は、知事の許可を受けなければならないと定めている（「岩礁破碎行為」）。

- ・ 昨年 8 月 28 日 埋立工事の全域（172ha）について許可

施工区域周辺に「浮標」を設置することは記載されていたが、施工区域全域をオイルフェンスで囲むとはされていなかった。

⇒埋立工事区域外で何らかの行為をする場合は、あらためて岩礁破碎の手続きが必要

* 軽微な行為については許可を要しないものとされているが、その場合でも行為者は、事前に許可の要不要について知事に協議しなければならない。

- ・ 海底ボーリング調査については、事前協議の結果、昨年 8 月 14 日に県は「許可不要」と回答。

4. オイルフェンスの設置、トンブロックの投入には岩礁破碎許可申請の手続きが必要

* 1 月 15 日、「基地の県内移設に反対する県民会議」が県に申し入れ

・ 県は当初、「アンカーについては岩礁破碎の対象外」としていたが、「それは漁船のアンカーについてのものであり、今回のような巨大なコンクリートブロックは手続きが必要」と追求

・ 県の「岩礁破碎等の許可に関する取扱方針」でも、「消波ブロック等の設置」については岩礁破碎等の許可が必要と定めている。

* 1 月 16 日、沖縄県農林水産部が防衛局に照会文書提出（回答期限：1 月 30 日）

「大浦湾内に設置予定とされているフロートに使用されるアンカーについて、そのアンカー設置に伴う行為が、沖縄県漁業調整規則第 39 条に規定される「岩礁破碎等行為」、「または岩礁破碎等の許可に関する取扱方針第 8 に規定される「協議事項」に該当する行為であるか確認するため」

* 防衛局は県に回答しないまま、1 月 27 日にコンクリートブロックの投入を強行

* 防衛局は、回答期限を過ぎた 2 月 2 日に文書回答 ---防衛局の勝手な見解

「沖縄防衛局としては、本工事への岩礁破碎等の許可及びボーリング調査関係協議を踏まえ、今回のアンカー設置は、岩礁破碎関連手続きの対象にならないと判断している。」

5. 沖縄県知事には、コンクリートブロックの投入を中止させ、すでに投入されたブロックを撤去し現状回復するよう命じる権限がある！

* 沖縄県農林水産部「岩礁破碎等の許可に関する取扱方針」

「（無許可行為に対する措置） 知事は、許可を得ずに実施中の行為について、当該行為者に対し、行為の停止及び現状回復を命ずることができるものとし、既に実施された無許可行為に対しても、現状回復を命ずることができるものとする。」

第2. 「仮設棧橋」(大型突堤) について—県への設計概要変更申請が必要

1. 防衛局が説明する「仮設棧橋」の構造、設置目的

* 「仮設岸壁」「仮設棧橋」の構造、位置 (県への「岩礁破碎申請書」)

- ・仮設棧橋 延長 65m、幅 22m、埋立量 900 m³ (大型ダンプ 225 台) 米軍ビーチ
- 仮設岸壁 延長 299m、幅 17~25m、埋立量 20,300 m³ (大型ダンプ 5075 台) 辺野古崎

・「平成 26 年 7 月 11 日付で岩礁破碎等の許可を申請した仮設棧橋及び仮設岸壁については、現在、仮設岸壁のみを設置する予定です。なお、当局では、当該仮設岸壁を仮設棧橋と称しており、以下、仮設棧橋と表記します。」(県の照会に対する沖縄防衛局の回答文書 2015. 2. 2)

名称変更は、実態を隠すためのもの。実際には、「仮設棧橋」ではなく、「大型突堤」である。

* 「仮設棧橋」(大型突堤) 設置の目的

- ・防衛局は「海底ボーリング調査のため」と主張

「仮設棧橋は、本体の設計に必要な地質データを取得、確認するための海上ボーリング調査において、関連する船舶の係留及び資機材の積卸し等を目的として設置するものであり、代替施設建設事業そのものの作業に使用することはありません。」(防衛局の県への回答 2015. 2. 2)

- ・衆議院予算委員会 (2015. 1. 30) での中谷防衛大臣の答弁

「仮設棧橋はボーリング調査に必要なもの。調査が終われば撤去します。本体工事に使用する計画は持っていません。」

- ・当初は、「(仮設棧橋の設置目的は) 本体工事にに向けた資材運搬のため」とされていた。

「埋立本体工事にに向けた資材の運搬に使用する。」(H26. 10. 31 琉球新報)

「防衛省は、仮設棧橋の用途について、『陸から海への石材などの搬入』と説明した。」(H26.10.31 タイム

ス)

2. 「仮設棧橋」(大型突堤) の問題点

ア 防衛局は最近になって、施工方法を変更。基礎の割栗石の敷き均しについて触れなくなった

* 防衛局が県に提出した「岩礁破碎許可申請書」に記載されていた施工方法

< 仮設岸壁の施工方法 >

1. クローラクレーンによる割栗石の投入均し
2. 栗石を詰めた根固め用袋材の設置
3. 栗石を詰めた港湾築堤マットの設置
4. 砕石舗装

< 仮設棧橋の施工方法 >

1. バックホーによる栗石の投入均し
2. 栗石を詰めた根固め用袋材の設置
3. 砕石舗装
4. 敷鉄板の敷設置

* 防衛局は施工方法について従来と異なった説明を始めた—「割栗石の敷き均し」は？

・「仮設棧橋は、陸側からクローラクレーン等を用いて栗石を詰めた根固め用袋材や港湾築堤マットを設置した後に樹脂等の敷板を設置する手順で施工します。また、撤去については、クローラクレーン等を用いる予定です。」(県の照会に対する防衛局の回答文書 2015. 2. 2)

・港湾築堤マットを直に積むためには、まず基礎部分に栗石を投入し平坦にする必要

イ 投入された栗石の撤去は不可能、根固め用袋材も破網の可能性

* 防衛局は、当初は「撤去しない」と説明していたが、その後「撤去する」と説明を変更。

「防衛局は工事後も撤去せず、そのまま一帯を埋め立てる計画だ。『最終的に埋め立てる区域に造るので撤去の必要はない』（防衛省幹部）との考え」、「岸壁は調査後も撤去しないため事実上の埋立になる予定。」（沖縄タイムス 2014. 11. 21）

・その後、設置目的を海底ボーリング調査としだしたことから、「撤去する」と説明を変更
井上防衛局長の説明（2014. 11. 25）

「海上ボーリング調査に使用するための仮設の栈橋、これは（岩礁破碎の）申請上は仮設岸壁として申請していますが、この仮設の栈橋を1ヶ所に一時的に設置することを計画しております。この仮設栈橋については、必要がなくなれば撤去する予定にしております。」

具体的な方法も示さず、「撤去することを前提に作業を進めていきます。」と繰り返すのみ。

「可能な限り」、「現時点において撤去することを前提に作業する」

* 深い大浦湾に最初に投入して敷き均した栗石を撤去することは不可能。

根固め用袋材も破れやすいことが指摘されている。（資料参照）

「中詰材が動くことから、中詰材によるネットの摩耗により、破網する可能性がある。例え破網しても、中詰材が散乱するだけであり、それ自体が大きな問題となることはない」（土木研究センター）

ウ 海底ボーリング調査のためだけにこのような巨大な突堤は必要がない

* 長さ：300m、最大幅：25m というような巨大な突堤が何故、海底ボーリング調査に必要か？ *
10年前の海底ボーリング調査の際にはこのような巨大な突堤を設置していない。

エ 「仮設栈橋」（大型突堤）の強度設計等の内容が不明

* 「仮設栈橋」（大型突堤）は幅が 17～25m という巨大なもので、「資機材の運搬」のための工事用車両が行き来するが、強度の設計内容が提出されていない。

「設計にあたり、波浪に対しての安定を確認しています。」（県の照会に対する防衛局の回答）

オ 環境への深刻な影響

* 防衛局の説明する環境保全対策の問題点

・ 防衛局の回答文書（2015.2.2） 「有識者の助言」とは？

* 汚濁防止幕の設置のないままの石材投入

3. 「仮設栈橋」（大型突堤）の設置にあたっては、少なくとも公有水面埋立法第13条にもとづく「設計概要の変更申請」が必要

* たとえ「仮設」「撤去」としても、「設計概要の変更申請」が必要

たとえば、先に仲井眞前知事が承認した「工事用仮設道路」も、「仮設」であり、「工事終了後」は「撤去し緑地に復旧」とされている（変更申請図書 添付図書3 P20）。

* 沖縄県は当初、防衛局が設計概要の変更申請をしていないことを問題とはしていなかった。

「海底ボーリング調査のための仮設の栈橋であれば変更申請の必要はない。県としては、その手続きがされていないことから、仮設で撤去されるものと判断している。」

(2014. 11. 20 末吉土木建築部統括監)

*その後、県民会議の追求により沖縄防衛局に文書照会(2015.1.16)

「仮設栈橋等の設置が公有水面埋立法第 42 条第 3 項において準用する同法第 13 条の 2 第 1 項に規定される『設計の概要の変更』に該当する行為であるかどうかを確認したいので、下記の内容について、情報を提供して頂きたい、文書により回答願います。」(回答期限：2015. 1. 30)

- ① 設置目的、規模、設計根拠等、
- ② 施工方法、設置時期、撤去方法及び撤去時期、
- ③ 施工及び撤去に際しての環境保全措置

4. 埋立承認の際の県の「留意事項」にもとづき、「仮設栈橋」造成についても事前協議が必要

*埋立承認の際の県の「留意事項」

1. 工事の実施設計について事前に県と協議を行うこと
2. 実施設計に基づき環境保全策、環境監視調査および事後調査などについて詳細検討し、県と協議を行うこと。

5. 「仮設栈橋」造成のために投入される大量の「石材」——大型ダンプで 5000 台以上

—「洗浄」「黒石」のチェックは？ また、米軍兵舎を解体したコンクリート殻が投入される恐れ

・「仮設栈橋（仮設岸壁）だけでも 20, 300 m³（大型ダンプ 約 5075 台）もの石材が必要

*アセス評価書で約束したとおりの石材が使用されるか---石材のチェックが必要

- ・「海中に投入する基礎捨石等については、石材の洗浄を条件とし、砕石場において洗浄された石材を使用することで、濁りの発生負荷量を可能な限り低減させるよう努めます。」(アセス評価書 6-7-199)
- ・「海中に投入する石材については、黒石を使用する予定です。」(同 4-2-47)

*米軍兵舎等を解体したコンクリート殻が海に投入される恐れはないか？ ⇒県の立入調査を！

- ・アスベストの問題（後述）
- ・米軍兵舎等の解体で発生するコンクリート殻の総量
57, 000 m³（アセス評価書 6-23-27） ---大型ダンプトラックで 14, 000 台
今年度中に 15 棟の米軍兵舎が解体される（契約済）。すでに 2 棟の建物が解体された。
今年度の解体工事後に造成される作業ヤードの砕石敷で使われるコンクリート殻
--- 1 工区 195 m³、2 工区 438 m³ これ以外のコンクリート殻は何処に行くのか。
- ・コンクリート殻を基地の外に搬出する予定はない
防衛局の説明
「事業実施地内にコンクリート破砕機を設置し、再生路盤材料として再利用する。」(6-23-30)

第4. その他の課題

1. 2種類の海底ボーリング調査について

* 「シュワブ (H25) 地質調査 (その2)」の続行 (中央開発㈱が受注)

調査箇所: 21ヶ所から16ヶ所に変更、工期: H26. 11. 31 から H27. 3. 31 に変更。

「スパッド台船」(平均水深-7.2m) 9ヶ所が未施工

* 「シュワブ (H26) 地質調査」の開始

昨年10月10日入札公告(一般競争入札)、12月9日開札、本年1月6日契約(業者名は非公開)

調査箇所: 3ヶ所、工期: H27. 3. 31 「大水深足場」設置(平均水深-33m)

<問題点>

1. 何故、現在施工中の地質調査の追加変更、あるいは随意契約ではなく、一般競争入札にしたのか?
現場では、中央開発㈱の調査と並行して別の会社の調査が始まるのか?
2. 別途に発注された「H26 地質調査」は、「大水深足場」設置とされている。これは、スパッド台船による調査とは異なる。(中央開発の「傾動自在型試錐工法」も「大水深足場」の一つ)
3. 「シュワブ (H26) 地質調査」は本年1月6日に契約されたが、業者名・非公開は何故か?

2. シュワブ基地の既設建物解体工事におけるアスベスト問題

* 今年度内に予定されている15棟の建物全てにアスベストが存在

- ・シュワブ (H25) 既設建物解体工事 (その1)
- ・シュワブ (H25) 既設建物解体工事 (その2)
- ・シュワブ (H26) 既設建物解体工事 (その1)
- ・シュワブ (H26) 既設建物解体工事 (その2)
- ・シュワブ (H26) 既設建物解体工事 (その3)

*すでに2棟が完全に解体された。連日、作業続行中

* アスベストの存在を隠し続けていた防衛局

- ・小野寺防衛大臣が解体工事着手を記者会見 (H26. 7. 1)
⇒大気汚染防止法にもとづく県への届出がされていないことが判明し工事はストップ。
- ・防衛局は、当初、建設リサイクル法に基づく県への通知書にアスベストについて虚偽記載
アスベストが問題となり、通知書の差し替え

* 説明会、掲示板の問題

- ・名護市や我々の再三の要求にもかかわらず、防衛局は周辺住民への説明会を拒否。
- ・法で定められているアスベスト除去作業の内容を記した掲示板をゲート外に出すことも拒否。

* 県の対応

- ・今までに3度の立入り調査
- ・立入り調査後、アスベストの除去作業が行われているが、適切に除去されたかどうか確認もな
いまま、建物全体の解体工事が進められている。 県が確認するための立入り調査が必要
- ・説明会の開催、掲示板についても県に要請しているが、県は防衛局に要請しようとしていない。
- ・防衛局から出された全てのデータ等について、県として第3者機関に検証を依頼するなどし
てチェックする必要。

3. 「設計概要の変更申請」について

* 設計概要変更申請 (H26. 9. 3)

1. 工事用仮設道路の追加 ⇒承認 (H26. 12. 5)
2. 中仕切護岸の追加 ⇒承認 (H26. 12. 5)
3. 美謝川切替ルートの変更 ⇒取り下げ (H26. 11. 27)
4. 埋立土砂運搬方法の一部変更 ⇒取り下げ (H27. 1. 15)

* 承認された「工事用仮設道路①」は、あくまでもダンプトラックによる土砂運搬方法への変更を前提としたもの。「土砂運搬方法の変更」が取り下げられたので、「工事用仮設道路①」の承認は意味が無くなってしまった。

「土砂運搬方法の変更」の結論が出ていないのに、工事用仮設道路を承認したことは明らかな瑕疵。
⇒翁長知事による「取り消し」を！

4. 環境監視等委員会について

* 埋立承認の留意事項だったが、全く形骸化